

り よ う け い や く し ょ
利 用 契 約 書

しゃかいふくしほうじん ふくずみかい
社会福祉法人 福角会

さと
いつきの里

にっちゅういちじしえんじぎょう
日 中 一 時 支 援 事 業

（にっちゅういちじしえんじぎょうりようけいやくしょ）
【日 中一時支援事業利用契約書】

いつきの里日中一時支援事業（以下「事業所」といいます。）の利用を希望する者（以下「利用者」といいます。）と事業所は、事業所が利用者に対して提供 するいつきの里日中 一時支援事業について、次のとおり契約します。

第 1 条（契約の目的）

この契約は、利用者がその有する能力 に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の支援その他日常生活の支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「法」という）等関係法令の理念に則り「日中一時支援事業」のサービスについて定めます。

第 2 条（施設サービスの内容）

1. 事業所は、別紙「重要 事項説明書」に定める内容のサービスを提供 します。
2. 日中一時支援事業は、施設の生活支援員、看護師等のサービス 従 業 者（以下「従 業 者」といいます。）が提供 するものとします。
3. 事業所は、利用者の障害程度又は利用者本人やその家族・後見人等の希望により、利用者にサービスを提供 します。
4. 事業所は、日常生活上の支援や日中 活動支援に当たっては、自立に向けた支援を行い、日常生活の充実 を目指します。
5. 事業所は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況 及び嗜好を考慮するとともに、適切な時間に食事の提供 をします。

第 3 条 （主たる利用者）

事業所は主たる利用者を知的障害者とします。

第 4 条 （契約期間）

1. 本契約の契約期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとします。
2. 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動更新されるものとします。

第 5 条 （相談及び支援）

事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族・後見人等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行います。

第6条（健康チェック）

事業所は、常に利用者の健康に留意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

第7条（契約終了時の支援）

事業所は、日中一時支援事業提供の終了（解約の場合も含みます）に際し必要な支援を行うとともに、終了の旨を当該市町に連絡します。

第8条（緊急時の支援）

1. 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに救急医療機関又は協力医療機関や受診医療機関等での診療を依頼します。
2. 前1項のほか、利用中に心身の状態が変化した場合は、利用者が指定するものに対し、緊急に連絡します。

第9条（事業所の義務）

1. 事業所は、日中一時支援事業の提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全の確保に配慮します。
2. 事業所はこの契約に基づく内容について、利用者や家族・後見人等の質問等に対して適切に説明を行います。
3. 事業所は、日中一時支援事業の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行いません。
4. 事業所は日中一時支援事業の提供にあたり、従業者間相互において、利用者に対しての虐待・拘束等について防止するものとします。

第10条（守秘義務）

1. 事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者又は家族・後見人等の秘密を保持する義務を負います。
2. 事業所は、従業者が退職後、正当な理由なく在職中知り得た利用者又は扶養義務者等に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
3. 事業所は、利用者や医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
4. 事業所は、利用者の個人情報サービスを調整会議等で用いる場合は、利用者又は家族・後見人等の同意を予め文書で得ない限りいかなる場合も用いることはありません。

第11条（利用料金）

1. 利用者は、サービスの対価として市町が定める地域生活支援事業給付費と、利用者負担額の月ごとの合計金額を事業所に支払います。ただし、上記市町が定める地域生活支援事業給付費

については、利用者にかわり市町より代理受領します。

- 事業所は、利用者が希望する地域生活支援事業給付費対象外サービス利用料金を利用者に請求できます。
- 事業所は、日中一時支援事業の提供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族・後見人等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又は家族・後見人の同意を得ます。
- 事業所は、法に基づく地域生活支援事業給付費対象外サービスに要する費用を物価の変動その他の理由により相当な額に改定することができるものとします。なお、改定した場合は別紙「重要事項説明書」にその旨を記載するものとします。
- サービス利用のキャンセルについては、サービス利用日の土曜日・日曜日・祝祭日を含まない3日前の17:00までに申出のない場合、利用者は重要事項説明書に定めるキャンセル料として食費の実費相当額を事業者に支払うものとします。

第12条（利用料金の支払方法等）

- 利用者は、サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計額を月ごとに支払います。
- 事業所は、当月の利用者負担金合計額の請求書を、翌月末までに利用者に送付します。
- 利用者は、当月の利用者負担金の合計額を、翌々月10日までに支払います。
- 事業所は、利用者からの利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、振込み書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

第13条（契約の終了）

次の事項に該当する場合、契約の終了とみなします。

- （1）契約期間が満了したとき（ただし、満了期間前に継続の手続きが取られた場合をのぞきます。）
- （2）利用者が死亡した場合
- （3）事業所の滅失や毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- （4）事業所が障害者（児）日中一時支援事業実施要綱等の規定により指定の発行消しを受けた場合
- （5）事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

第14条（利用者からの契約解除）

利用者は、30日以上予告期間をおいて利用解除書を事業所に通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は利用解除書を通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業所が、正当な理由なく本契約に定める事項を実施しなかったとき
- (2) 事業所もしくは従業者が、故意又は過失により利用者の身体・財産・信用を傷つけること等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められたとき
- (3) 他の利用者が、利用者の身体・財産・信用を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらないとき
- (4) 事業所が社会通念に逸脱する行為を行ったとき

第15条（事業所からの契約解除）

事業所は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し契約解除の理由を示した利用解除書で通知し、30日間の予告期間において、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、事業所は利用者に対し契約解除の理由を示した利用解除書を通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、事業所に支払うべきサービスの利用料金を滞納し、催告したにもかかわらず、支払いがない場合
- (2) 利用者が医療機関に入院し、退院できる見込みがない場合
- (3) 利用者が通知を行わず、サービスの利用を行わなかった場合
- (4) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認められる場合

第16条（損害賠償）

1. 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、家族・後見人等に連絡を行うとともに、必要に応じて当該市町に連絡を行う等速やかに必要な対応を行います。
2. 事業所は、サービスを提供する上で、事業所の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

第17条（損害賠償がなされない場合）

事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

1. 利用契約者が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告示を行ったことに、もっぱら起因して損害が発生した場合
2. 利用契約者が利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに、もっぱら起因して損害が発生した場合
3. 利用者の急激な体調の変化等・事業所の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
4. 利用者が事業所もしくは従業者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

だい じょう りようしゃ そんがいばいしょうせきにん
第18条（利用者の損害賠償責任）

利用者の故意又は重大な過失により、その責に帰すべき事由により事業所・従業員・
その他第三者に損害が発生した場合は、利用者の責任能力を鑑み、その賠償責任を負
うものとします。

だい じょう じょうほう ほぞん
第19条（情報の保存）

1. 事業所は、利用者に対する日中一時支援の提供に関する書類等を整備し、この契約終了
後5年間保存します。
2. 利用者は、事業所にて当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができます。
ただし、複写物に関しては、事業所は利用者に対して実費相当額を請求できるものとしま
す。

だい じょう くじょうかいけつ
第20条（苦情解決）

1. 利用者又は家族・後見人等は、事業所が提供したサービスに関する苦情がある場合
は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立
てることができます。事業所は、苦情が申し立てられた場合は、速やかに事実関係を
調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者又は家族・後
見人等に文書で報告します。
2. 事業所は、利用者又は家族・後見人等が苦情の申し立てをした場合に、これを理由
として利用者に対し、一切の不利益を与えません。

だい じょう ぎやくたいぼうし
第21条（虐待防止）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、責任者を設置する等必要な体制の
整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

だい じょう しんたいこうそく まんし
第22条（身体拘束の禁止）

事業所は、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命
又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に
利用者・家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことがで
きるものとする。

2 事業所はやむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由など必要な事項を記録することと
する。

だい じょう えいせいかんりなど
第23条（衛生管理等）

事業所は感染症又は食中毒が発生した際には、まん延しないように、従業員に対して
周知徹底を図るとともに、施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のた

めの措置を講じます。

第24条 (業務継続計画の策定等)

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずることとします。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

第25条 (裁判所轄)

この契約に関する訴訟の裁判所轄は、事業所の所在地を管轄する裁判所とします。

第26条 (その他)

この契約に定めない事項については、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」、その他関係法令に従い利用者・家族・後見人等が信義に従い誠実に協議して決定します。

本契約について、家族・後見人等の立会いにて契約を締結する場合は、立会人欄に署名押印するものとします。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業所が署名押印の上各自1通を所持します。

年 月 日

利用者 住所

氏 名 印

(立 会 人) 住所

氏

名

印

本人との関係

()

事業所

所在地

愛媛県松山市福角町甲1829番地
事業所名 社会福祉法人 福角会

理事長

芳野 道子

印